

大官會議議案事項

二二九

運輸大臣と國庫券協約組合總連合會との間に締結すべき労働協約に關しては昭和二十一年十二月十八日中央労働委員會より調停案（別紙）の報告があり、爾來右調停案を基として更に數次の協議を重ねた結果、前くほほ安穩點に到達し得た。

去る十一月二十二日協議決定を見た「官公廳労働組合の調停協約に關する件」の趣旨は充分協約案に採り入れた實りであるが、各條項の表現に就ては努めて中央労働委員會の調停案の原文を尊重したので、此の機會に今次交渉中特に問題となつた諸點の報告と併せて左記條項に關して説明を得たい。

記

一 クロイズド・シヨツプの問題に就ては組合員の範圍は職務の性質上當局の「立場を代表すると認められるもの」を當然除外するの外（協約案の四條但書）左の諸條項によつて内容を限定し、從業員すべてが必ずしも組合員に非ざる處所を明にした。

1、雇入については「組合の承認を要する」とする組合側原案を修正して單に雇入の一段の條件に於いてのみ兩者の協議によつて定め

- めることとした（案第十一條）
- 2、組合から除名されたものと雖も必ずしも解雇しないことを明らかにした（案第十二條）
 - 3、省及び組合は「從業員に對し組合員又は非組合員であることを理由として差別待遇をしない」旨の條項を挿入した
- 二 勤務時間に関しては組合側は一般に拘束八時間、重労働特殊労働拘束七時間の要求を堅持し省側と意見の一致を見ず今次交渉中最大眼目となつたのであるが、最後の解決方法として調停案の趣旨並びに他の官業從事員との振合その他の事情を考慮し次め如き方針で勤務時間と定めることとした。
- 1、拘束労働の抽象的論議を避けて一日八時間を基準とし別表によつて勤務種別に勤務時間を定めること
 - 2、日勤者は一日勤務八時間とすること（一時間以内の休憩時間を含む）
 - 3、祝祭日の休暇は一年五日を以つて與へること
 - 4、勤務時間の改正實施に當つては左の事項について組合の積極的協力を求めること

イ、賃働率の昂上、能率の増進を圖り増員を最少限度に止めること

ロ、配置轉換を強力に行ふこと

ハ、新規採用を出来る丈け避けること

五、定員の増加その他具體的事項については大ま省と別途協議すること

三、人事権に關しても組合側は上級幹部の異動をも含め廣く組合側と協議すべきことを強硬に主張してゐたが、此の點は飽く迄譲歩した

他面組合員の「任免、異動及賞罰」は組合の「意向を考慮する」(案第三十五條)こと、又其の實行に當つては「事前に本人及組合に通知する」こと(案第三十六條第一項)並びに「本人又は組合より右の處置について所屬長に對し不服の申入れがあつた時は」所定の順序により「事實の調査を行う」べきこと(案第三十六條第二項)等を定めた。字句の點に於てさきの協議決定たる「轉任、休憩、退社及び懲戒處分」よりも稍々廣義に解釋されるけれども實際の運用に於ては大差がないものと解し調停案の表現を尊重する

こととした

四、最後に人員整理の爲の解雇反對を組合側は極めて強硬に固執し、此の點に關し當局の譲歩が無い限り協約案の協議續行は不可能の情勢にあつたので、差し當り大量整理困難なる實狀をも考慮し本協約最初の有効期間たる向ふ六ヶ月に限り「人員整理の爲の解雇をしない」旨を附則(案第五十一條)に加へることとした

この予約協約の内容は本委員の調査によりその大旨は當事者双方の歩み寄りにより決定したものであるが、二三重要の箇所につき附帯の意見交換せず、その時附帯の希望として本委員等としての意見を出した請である。本委員等としては附帯事項がこれに従つて妥協することを希望するが、今度ちにそれが出来なければ是には妥協を要して更に交渉の妥結に到着せんことを希望する。

第一條

甲は乙と承認し乙を併じて一切の交渉を行う

第二條 甲及乙を代表する委員で交渉協約を成ける

第三條 中と乙との交渉及協議は之を公開する由し特約の必要あるときは両者の合意に

第四條 所有権直権業等は乙に加入する組合の社員(以下社員と云ふ)とする、但し性質上甲の立場に立つべきものを除く

第五條 甲は生活費を乙と共同して支拂ふ事とする

第六條 甲は乙と共同して甲が乙を養育する義務を負ふ事とする

第七條 甲は生活費を乙と共同して支拂ふ事とする

第八條 甲は乙と共同して甲が乙を養育する義務を負ふ事とする

第九條 甲は乙と共同して甲が乙を養育する義務を負ふ事とする

第十條 甲は乙と共同して甲が乙を養育する義務を負ふ事とする

第十一條 甲は乙と共同して甲が乙を養育する義務を負ふ事とする

第十二條 甲は乙と共同して甲が乙を養育する義務を負ふ事とする

第十三條 甲は乙と共同して甲が乙を養育する義務を負ふ事とする

第十四條 甲は乙と共同して甲が乙を養育する義務を負ふ事とする

五 不具、病疾により職務を遂行せしむるに足らなくなつたとき

六 組合から除名されたとき

第十三條 甲は従業員が死亡又は退職した時合葬料等の請求があつたときは七日以内に賃金を支拂い退職金、貯蓄その他従業員の権利に關する物品を一ヶ月以内に支拂い又は返還しなればならぬ

第三項 勤務時間、休日、休暇

第十四條 基準労働時間を一日四八時間とする

勤務時間は附表の通りとしその基準を越える分に對しては、時間二割五分増の割合で賃金を支給する

第十五條 二十四時間勤務者の夜間休養時間は四時間以上とする

第十六條 従業員には週休の外祝祭日及メーデーに休日を與へる
但し業務の都合によつては休日を変更して交互に與へることが出来る

(電書) 祝祭日及メーデーに休暇日を附へて一年廿五日を越えるときは労務者の協議によつて略々この範囲内に制限する

第十七條 休暇は次による
(イ) 勤続一年以上五年未満 十四日
(ロ) 勤続五年以上 二十日

第十八條 第十四條による勤務時間を越えて勤務したときは初めの二時間については賃金計算率による三割以上は五割の割合で賃金を支給する

第十九條 第十六條及第十七條の休日及休暇日に勤務したときは賃金計算率による二割五分の割合で賃金を支給する

第二十條 二十時から五時までの間に勤務するときは一時間につき給料日額の八分の〇・三の割合で夜勤給金を支給する

第四項 女子及年少者
第二十一條 女子の生理休暇は三日とし産前産後を併じ十四日間の休暇を與へる

(電書) 乗務員及重労働に従事する女子以外のものについては休養設備の整備を待ち中、乙の協議によつて別途考慮する

第二十二條 甲は妊娠中の女子が求めたときは他の種々な作業に従事させる

第二十三條 生徒等一手に養はない生児を哺育する女子には一日二回各を三十分以内その生児を哺育するための時間を與へる

第二十四條 年少の者及女子の勤務については追つて労働基準法案の決定するを乙甲乙協会の

上具体的にその内容を決定する

第五項 疾病補償
第二十五條 甲は従業員が業務上負傷又は疾病のため退職したときは退職時々の程度に準じて生活の補償を與へる

第二十六條 従業員が業務上負傷し又は疾病に罹つたときは甲はその費用で療養を施し又は療養に必要な費用を負担すると共に生活の充ちなる環境を與へる

第二十七條 従業員が業務上負傷し又は疾病に罹つたときはその機能障害を最大限度に恢復するような醫療設備を完全に整備し元の職に復帰させるが復讐出来ないときは元の職より不利益な取扱をしない

第六章 その 社

第二十八條 甲は従業員が使用する施設について甲は、従業員に對し従業員の健康、風紀等に危険防止に必要な措置を講ずる

第二十九條 従業員の福利厚生、教育及文化事業の進捗は両省で協議し適當と認めるものは乙が管理することが出来る

第三十條 甲は共済組合の運営について乙の参加を認める

第三十一條 甲は業務用米を確保しその配分には乙が参加する

第三十二條 甲は従業員の住宅、官舎その他の建物を建設しなお乙と協議して居住地と勤務場所の合理化を図る

第三十三條 甲は従業員の退職金を勤務に支障のない様に定額に給與又は貸與する

第三十四條 昇給、賞與及定員の制度と運用に關しては両省の協議による

第三十五條 任免、異動及賞罰は乙の意向を考慮する

第三十六條 甲は第十二條第三項に基く降雇又は第三十五條の任免、異動、賞罰を行ふときは事前に本人及組合に通知する

本人又は組合より石の設置について所屬長に對し不逞の甲入れがあつたときは左の順序により事實の調査を行ふ

一、本人と組合役員を一方とし所屬長を他方とする二者の間で行ひ合ひをさせるも三日以内に調停に解決されない場合は次の手続にうつされる

二、管理部長、主任、主任又は之の代行者に對するものは、人事委員會で審査する

三、所屬長又はこれに相當するもの場合は、労働委員會の人事委員會で審査する

四、前各號の手続によつてなお解決されないときは、管理部長、主任、主任の人事委員會で審査する

第四十條 甲は従業員の教育訓練及その方針について乙の参加を認める

第四十一條 甲は乙に對し事務所として宿舍及師範校の一角の使用を認める

第四十二條 甲は乙の役員及職員が組合業務に専任することを認める

第四十三條 甲は乙の役員及職員が組合業務に専任することを認める

石の員数は別に定める

第四十四條 組合員が勤務時間中に組合活動せしめようとするときは、同所長に申出て、同所長は業務に重大なる支障のない限りこれを認め、組合活動のための出張は出張費とするが旅費は支給しない。

第六章 紛争行爲について

第四十五條 中は警務令で乙の指令する組合員の正當なる争議行爲を妨害しない。

第四十六條 甲は中及乙の間に争議が発生してその争議が解決しない中は、その争議に關し乙を脱退した組合及その従業員又はその他従業員を組織する団体と交渉しない。

第七章 附則について

第四十七條 乙は乙及乙に加入した組合の役員名簿を中に提出する。

附則

第四十八條 この協約の有効期間は六ヶ月とする。但し双方から何等の意思表示のないときは、更に六ヶ月繼續する。

新協約の成立するまではこの協約は有效である。

特別の事情によつてこの協約が困難になつた場合は別途協議する。

第四十九條 乙に加入する組合は、鐵道局長、地方師範部長、地方電氣部長、工務部長等とこの協約に基いて細部事項又はその地方若しくは職場における特殊事情に關し協約を締結することが出来る。

第五十條 乙に加入する組合が必要あるときは乙の承認により甲と労働協約を結ぶことが出来る。

第五十一條 甲は第四十八條第一項本文の明文中は人員整理のための解雇をしない。

第五十二條 この協約は昭和 年 月 日から施行する。

原本不明瞭

憲法大臣（以下甲と云ふ）と内閣府長官（以下乙と云ふ）とは次の協約を締結する

第一條 協定に同じ

第二條 甲乙を代表する委員を以てし、

の承認を以たるとき、

第四條 協定に同じ
の性質上甲の立派を代表すると認めらるるものとき
第四條ノ三 甲及び乙は是れ員に

第五條 協定に同じ

第六條 協定に同じ

第七條 協定に同じ

第八條 協定に同じ

第九條 協定に同じ

第十條 協定に同じ

第十一條 協定に同じ

第十二條 協定に同じ

第十三條 協定に同じ

第十四條 協定に同じ

第十五條 協定に同じ

第二十五條 中は役員が考考と主務ノはさつのため退したときは役員職等の任に就いて
生前の同項を以て

第二十六條 従業員が業務上負傷し又は疾病に罹つたときは中はその費用で療養を施し又は
後に必要な費用を負担すると共に生活の充分なる保護を以て

第二十七條乃至第四十四條 同項を以て

第四十四條之三 中は組合員が公務員の地位と並立しうる範圍で公務につく自由を認める
甲は組合員が右によつて公職を遂行するに必要の時同につきまては

第四十五條乃至第五十二條 同項を以て

別表

一、勤務時間

勤務種別	区分	勤務時間
日勤		一日八時間(一時間以内休憩時間を含む)
特殊日勤		一日平均十(時間)
一昼夜交代		一日平均十二時間 夜間(二十時より翌日五時迄の間) 休養四時間以上
循環交代		組合せた各種勤務に付定めた所に依る
直制交代		一日平均十二時間
三交代		一日平均八時間
夜勤		日勤の例による
京務	一、列車乗務員 二、機関車乗務員 三、蒸気機関車乗務員 四、電気機関車乗務員 五、電車乗務員 六、自働車乗務員	一日平均七時間(五分(同)) 一日平均八時間 一日平均七時間(五分(同)) 一日平均八時間

(備考)

一、昼夜交代勤務者の内主要駅、操車場勤務の操車掛、信号掛、転轍手、連結手、目見習、予備構内手及び業務繁雑な一部の勤務の同職並に他の諸職を此の際三交代に変更すること

(一、昼夜交代勤務者の内概ね三割以内)

二、休暇
公休 各種勤務者共七日間と一日の割合とす

勤務時間改正による増員修正

勤務時間短縮とハム休

勤務種別

昭和二十一年七月末
鉄道局所属現在

摘要

日勤	オ一号 一〇三、八二九	一二、九七九	九〇、八五	増員予定数は所要数の七〇%
	オ二号 五〇、四〇一	六、三〇〇	四四、一〇	同上
	オ三号 一、三、三七八	一四、一七二	七〇、八六	同上
持種日勤		一、七七二	一、七七三	
一晝夜交代	一〇一、四四一	一九、八四七	一九、八四七	内訳 (イ) 三三、八四人を三交代に変更のため一、八三六人 (ロ) 六六、六二七人を一晝夜交代のため夜間休養一時間増と週休実地のため七〇、二一人
循環交代	二〇、四九四	二、二七二	二、二七二	
留直交代	七、二七〇	六、五〇	六、五〇	一晝夜交代勤務者は夜間四時向以上の休養を興ふる結果この勤務との差別を設くる必要なきに至るを以てこの勤務を一晝夜交代勤務中に収めんとする
三交代				
直制交代				
夜勤				
乗務	六四、八〇八		〇、三六	車掌、荷役系、列車係任、列車手等の列車乗務員一、九、五七〇人の一日平均勤務時間八時間三十分を八時間短縮のため
計	四八七、六二一	五九、九二〇	四六、七五〇	

(備考)

日勤欄中

オ一号は

荷役系、炭水手、掃掃系、建築系、工事系、線路工系、電力工系、技工、技士等

オ二号は

工機部職員の数

オ三号は

オ一号及びオ二号以外の日勤者の数を示す

二、祝祭日の特別休暇(五日)に依るもの

(イ) 全員四九〇、八四〇人(一による計算上の増員所要数を含み)に対し一年

五日の特別休暇を興へるための増員 七、九六八人

(ロ) 全員四七九、五六〇人(一による増員予定数を含み)に対し同上

七、七八五人

三、増員合計

(イ) 六七、八八八人

(ロ) 五四、五三五人

いふ勤務であるが、大体は日勤と一晝夜交代を組合せるのが普通であり、その職種は
驛の出札、改札、貨物、案内掛等である。

勤務者数二〇、四九四人（三・九％）

五、直制交代

この勤務は一晝夜交代の變形で、一晝夜交代が二十四時間繼續勤務であるのに、こ
れは一晝夜を二分し十二時間づつ晝番と夜番とで交互に勤務し、一週間で晝夜の振
り替へを行ひ、これを繰返すもので、これは一晝夜断へず警手の配置を要する踏切の
勤務でその数は極めて少い。

勤務者数五三四人

六、三交代

一晝夜に亘る作業を三人で交代勤務するもので、これは仕事の忙しい大驛、操車場
等の構内従事員即ち信號掛、操車掛、連結手等であり、一晝夜交代勤務の構内従事員
の仕事の分量の多い所には漸次三交代に變更して行く必要がある。

この勤務は三人が一日八時間づつ勤務するのを成規のものとするか、かうすると出勤
のための往復回数が多くなり又早朝又は深夜の交代を必要とするので、現在は第一日
は八時から十八時まで、第二日は十八時から第三日の八時までの勤務を繰り返してら
る。

勤務者数 五、二一九人

七、夜勤

この勤務は電車區等に於ける電車の清掃手の勤務で終電車が入庫後の清掃作業に適
用してあるが、その勤務者は三八八人の少数である。

八、乗務

この勤務は機関士、同助手、電車運転士、自動車運転士、車掌、船員等の勤務で、
その出勤、退出の時間が或る期間一定しないのが特色である即ち早朝の乗務に服する
者あり、深夜より乗務を開始する者あり、これを繰め定められた乗務行路表により、
交互に循環して勤務するものである。

この勤務時間は勞務の輕重に懸じ現在一日平均七時間半から八時間半までの間で定め
てある。

乗務員数六四、八四八人（二二％）